

滋賀県 最終評価結果書

※黄色のセルに入力してください(該当しないものは空欄で可)。

都道府県名	滋賀県	都道府県コード	250007
-------	-----	---------	--------

1 実施状況の概要(平成25年度末時点)

(1) 交付市町村数	9	【うち集落協定	135	個別協定	2
(2) 協定数	137	【対象農用地面積	2,196 ha	交付面積率	71.5 %
(3) 交付面積	1,570 ha	【協定締結面積	1,570 ha	協定締結面積率	71.5 %
		【地目別交付面積内訳	田 : 1,519 ha	畑 :	51 ha
			草地 : 0 ha	採草放牧地 :	0 ha
(4) 交付金額	244,267 千円	【うち共同取組活動分 :	174,199 千円	個人配分 :	70,068 千円

2 第3期中間年評価結果のフォロー

項目	現状等								
(1) 第3期中間年評価時要指導・助言協定の現状	<p>・中間年評価で要指導、助言と判断された25協定のうち、23協定については市町の指導、助言により平成26年度までに目標達成が見込まれるが、残りの2協定については引き続き指導、助言が必要な状況である。</p> <p>・指導、助言が必要な2集落については、引き続き指導および助言を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>① 第3期中間年評価における要指導・助言協定数</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>② 上記のうち</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 26年度までに目標達成が見込まれる協定数</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数</td> <td>2</td> </tr> </table>	① 第3期中間年評価における要指導・助言協定数	25	② 上記のうち		・ 26年度までに目標達成が見込まれる協定数	23	・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数	2
① 第3期中間年評価における要指導・助言協定数	25								
② 上記のうち									
・ 26年度までに目標達成が見込まれる協定数	23								
・ 引き続き、指導・助言が必要な協定数	2								

3 交付金交付の効果等

項目	効果等														
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	<p>・農地の保全や農業生産活動を継続するために地域全体で目標に向かって取り組んだ結果、遊休・荒廃農地の発生が防止された。</p> <p>・また、農業機械の共同購入・共同利用により農家負担の軽減や作業効率が図れた。</p> <p>・農業の継続が困難となった農地には、サポート体制により地域で支え合う協力体制が確立された。</p>														
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	<p>・市町のアンケート結果より、制度に取り組みまなかった場合、3割程度の農地が放棄されたと回答があり、本制度によって約470haの耕作放棄地を防止できた。</p> <p>・僅かではあるが、農振農用地区域への編入と既耕作放棄地の復旧をしたことにより耕作放棄地を防止できた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>集落協定</th> <th>個別協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 交付面積</td> <td>1,557 ha</td> <td>13 ha</td> </tr> <tr> <td>② 農振農用地区域への編入面積</td> <td>1 ha</td> <td>0 ha</td> </tr> <tr> <td>③ 既耕作放棄地の復旧面積</td> <td>1 ha</td> <td>0 ha</td> </tr> </tbody> </table>		集落協定	個別協定	① 交付面積	1,557 ha	13 ha	② 農振農用地区域への編入面積	1 ha	0 ha	③ 既耕作放棄地の復旧面積	1 ha	0 ha		
		集落協定	個別協定												
	① 交付面積	1,557 ha	13 ha												
② 農振農用地区域への編入面積	1 ha	0 ha													
③ 既耕作放棄地の復旧面積	1 ha	0 ha													
<p>・水路、農道等の管理活動</p> <p>・県内137協定で締結前より頻繁に施設の管理が行われるようになり、水路347km、農道254kmの管理活動が集落に定着し、施設の長寿命化が図られた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>集落協定</th> <th>個別協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 管理する水路の延長</td> <td>346,409 m</td> <td>700 m</td> </tr> <tr> <td>② 管理する農道の延長</td> <td>253,082 m</td> <td>1,000 m</td> </tr> </tbody> </table>		集落協定	個別協定	① 管理する水路の延長	346,409 m	700 m	② 管理する農道の延長	253,082 m	1,000 m						
	集落協定	個別協定													
① 管理する水路の延長	346,409 m	700 m													
② 管理する農道の延長	253,082 m	1,000 m													
<p>・多面的機能を増進する活動</p> <p>・多面的機能を増進する活動として、周辺林地の下草刈りに109協定、景観作物の作付けに28協定が取り組まれ、こうした活動は、水源かん養や国土保全、景観保全など多面的機能を高めている。</p> <p>・また、棚田オーナー制度等の取組(2ha)により、地域住民だけでなく積極的に外部との交流が深まり、農村地域の活性化が図られた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>集落協定</th> <th>個別協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 周辺林地の下草刈の面積</td> <td>63 ha</td> <td>0 ha</td> </tr> <tr> <td>② 棚田オーナー制度の対象面積</td> <td>2 ha</td> <td>0 ha</td> </tr> <tr> <td>③ 市民農園等の面積</td> <td>0 ha</td> <td>0 ha</td> </tr> <tr> <td>④ 体験民宿の施設数</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		集落協定	個別協定	① 周辺林地の下草刈の面積	63 ha	0 ha	② 棚田オーナー制度の対象面積	2 ha	0 ha	③ 市民農園等の面積	0 ha	0 ha	④ 体験民宿の施設数	0	0
	集落協定	個別協定													
① 周辺林地の下草刈の面積	63 ha	0 ha													
② 棚田オーナー制度の対象面積	2 ha	0 ha													
③ 市民農園等の面積	0 ha	0 ha													
④ 体験民宿の施設数	0	0													
<p>・農用地等保全マップ</p> <p>・農用地等保全マップを作成することにより、補修や改修の必要な施設が図面上で明確になった。</p> <p>・さらに対象農用地の保全に向けて、協定参加者間で共通の認識をもち、年度ごとに計画的に補修・改修が行われている。</p>															
	<p>・農業基盤整備の実施や機械・農作業の共同化の取組により農作業の効率化が図られた。</p> <p>・営農組合等に農作業の委託を行い、生産性が向上した。</p>														

(3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	・A要件	<p>※第3期対策における増加面積ではなく、25年度末時点の実績面積を記載する。</p> <p>① 協定農用地の拡大(本活動項目を選択している協定の協定農用地面積) <table border="1" style="float: right;"><tr><td>62</td><td>ha</td></tr></table></p> <p>② 機械・農作業の共同化への取組面積 <table border="1" style="float: right;"><tr><td>2</td><td>ha</td></tr></table></p> <p>③ 高付加価値型農業の実践への取組面積 <table border="1" style="float: right;"><tr><td>5</td><td>ha</td></tr></table></p> <p>④ 地場産農産物等の加工・販売への取組数 <table border="1" style="float: right;"><tr><td>1</td><td>件</td></tr></table></p> <p>⑤ 農業生産条件の強化への取組面積 <table border="1" style="float: right;"><tr><td>6</td><td>ha</td></tr></table></p> <p>⑥ 新規就農者の確保人数 <table border="1" style="float: right;"><tr><td>0</td><td>人</td></tr></table></p> <p>⑦ 認定農業者の育成人数 <table border="1" style="float: right;"><tr><td>0</td><td>人</td></tr></table></p> <p>⑧ 多様な担手の確保への取組により耕作されている面積 <table border="1" style="float: right;"><tr><td>1</td><td>ha</td></tr></table></p> <p>⑨ 担い手への農地集積への取組面積 <table border="1" style="float: right;"><tr><td>1</td><td>ha</td></tr></table></p> <p>⑩ 担い手への農作業の委託への取組面積 <table border="1" style="float: right;"><tr><td>14</td><td>ha</td></tr></table></p>	62	ha	2	ha	5	ha	1	件	6	ha	0	人	0	人	1	ha	1	ha	14	ha																												
	62	ha																																																
	2	ha																																																
5	ha																																																	
1	件																																																	
6	ha																																																	
0	人																																																	
0	人																																																	
1	ha																																																	
1	ha																																																	
14	ha																																																	
・B要件	<p>・集落の協定農用地を地域農業の核となる担い手に集積したことで、効率的な農業生産活動を行うことができた。</p> <p>※第3期対策における増加面積ではなく、25年度末時点の実績面積を記載する。</p> <p>① 集落を基礎とした営農組織の育成への取組面積 <table border="1" style="float: right;"><tr><td>0</td><td>ha</td></tr></table></p> <p>② 担い手集積化への取組面積 <table border="1" style="float: right;"><tr><td>3</td><td>ha</td></tr></table></p>	0	ha	3	ha																																													
0	ha																																																	
3	ha																																																	
・C要件 【第3期対策新規措置】	<p>・県内110協定で取り組まれており、突発的な傷病などに対して、サポート体制が整っていたことから、作付面積を減少させることなく、安心して農業に取り組めた。</p> <p>※②については、25年度末時点で市町村において把握している協定数を記載する。</p> <p>① 集団的かつ持続的な体制整備の実施協定数 <table border="1" style="float: right;"><tr><td>110</td></tr></table></p> <p>② うち、C要件に位置づけた取り決めが実行された協定数 <table border="1" style="float: right;"><tr><td>41</td></tr></table></p>	110	41																																															
110																																																		
41																																																		
(4) その他協定締結による活動	・加算措置	<p>・規模拡大加算により、新規就農者に利用権設定等で農地が集積され、農業生産活動や農地の保全が図られた。</p> <p>・担い手への作業委託が促進され、耕作放棄地の復旧や経営規模拡大により持続的農業を実践できた。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>集落協定</th> <th>個別協定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 規模拡大加算の実施面積</td> <td><table border="1"><tr><td>2</td><td>ha</td></tr></table></td> <td>{ <table border="1"><tr><td>0</td><td>ha</td></tr></table> }</td> </tr> <tr> <td>② 土地利用調整加算の実施面積</td> <td><table border="1"><tr><td>0</td><td>ha</td></tr></table></td> <td>{ <table border="1"><tr><td>0</td><td>ha</td></tr></table> }</td> </tr> <tr> <td>③ 小規模・高齢化集落支援加算の実施面積</td> <td><table border="1"><tr><td>0</td><td>ha</td></tr></table></td> <td>{ <table border="1"><tr><td>0</td><td>ha</td></tr></table> }</td> </tr> <tr> <td>④ 法人設立加算 特定農業法人設立数</td> <td><table border="1"><tr><td>0</td><td>法人</td></tr></table></td> <td>{ <table border="1"><tr><td>0</td><td>法人</td></tr></table> }</td> </tr> <tr> <td>⑤ 法人設立加算 農業生産法人設立数</td> <td><table border="1"><tr><td>1</td><td>法人</td></tr></table></td> <td>{ <table border="1"><tr><td>0</td><td>法人</td></tr></table> }</td> </tr> <tr> <td>⑥ 集落連携促進加算の実施面積(連携した未実施集落の面積)</td> <td><table border="1"><tr><td>0</td><td>ha</td></tr></table></td> <td></td> </tr> <tr> <td>当該加算の活動において確保した地域の活性化を担う人材数</td> <td><table border="1"><tr><td>0</td><td>人</td></tr></table></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		集落協定	個別協定	① 規模拡大加算の実施面積	<table border="1"><tr><td>2</td><td>ha</td></tr></table>	2	ha	{ <table border="1"><tr><td>0</td><td>ha</td></tr></table> }	0	ha	② 土地利用調整加算の実施面積	<table border="1"><tr><td>0</td><td>ha</td></tr></table>	0	ha	{ <table border="1"><tr><td>0</td><td>ha</td></tr></table> }	0	ha	③ 小規模・高齢化集落支援加算の実施面積	<table border="1"><tr><td>0</td><td>ha</td></tr></table>	0	ha	{ <table border="1"><tr><td>0</td><td>ha</td></tr></table> }	0	ha	④ 法人設立加算 特定農業法人設立数	<table border="1"><tr><td>0</td><td>法人</td></tr></table>	0	法人	{ <table border="1"><tr><td>0</td><td>法人</td></tr></table> }	0	法人	⑤ 法人設立加算 農業生産法人設立数	<table border="1"><tr><td>1</td><td>法人</td></tr></table>	1	法人	{ <table border="1"><tr><td>0</td><td>法人</td></tr></table> }	0	法人	⑥ 集落連携促進加算の実施面積(連携した未実施集落の面積)	<table border="1"><tr><td>0</td><td>ha</td></tr></table>	0	ha		当該加算の活動において確保した地域の活性化を担う人材数	<table border="1"><tr><td>0</td><td>人</td></tr></table>	0	人	
		集落協定	個別協定																																															
	① 規模拡大加算の実施面積	<table border="1"><tr><td>2</td><td>ha</td></tr></table>	2	ha	{ <table border="1"><tr><td>0</td><td>ha</td></tr></table> }	0	ha																																											
	2	ha																																																
	0	ha																																																
	② 土地利用調整加算の実施面積	<table border="1"><tr><td>0</td><td>ha</td></tr></table>	0	ha	{ <table border="1"><tr><td>0</td><td>ha</td></tr></table> }	0	ha																																											
0	ha																																																	
0	ha																																																	
③ 小規模・高齢化集落支援加算の実施面積	<table border="1"><tr><td>0</td><td>ha</td></tr></table>	0	ha	{ <table border="1"><tr><td>0</td><td>ha</td></tr></table> }	0	ha																																												
0	ha																																																	
0	ha																																																	
④ 法人設立加算 特定農業法人設立数	<table border="1"><tr><td>0</td><td>法人</td></tr></table>	0	法人	{ <table border="1"><tr><td>0</td><td>法人</td></tr></table> }	0	法人																																												
0	法人																																																	
0	法人																																																	
⑤ 法人設立加算 農業生産法人設立数	<table border="1"><tr><td>1</td><td>法人</td></tr></table>	1	法人	{ <table border="1"><tr><td>0</td><td>法人</td></tr></table> }	0	法人																																												
1	法人																																																	
0	法人																																																	
⑥ 集落連携促進加算の実施面積(連携した未実施集落の面積)	<table border="1"><tr><td>0</td><td>ha</td></tr></table>	0	ha																																															
0	ha																																																	
当該加算の活動において確保した地域の活性化を担う人材数	<table border="1"><tr><td>0</td><td>人</td></tr></table>	0	人																																															
0	人																																																	
・地域・集落の活性化	<p>・集落では、寄り合いの回数増加や高齢者の活動が活発に見られた。</p> <p>・また、集落内外との話合いや世代を超えた積極的な活動参加によって、集落に活気が生まれた。</p>																																																	
・団地要件の緩和(飛び地関係) 【第3期対策新規措置】	<p>・中山間地域における飛び地を協定締結された結果、計画的な共同利用機械の使用等が図れた。</p> <p>① 団地要件の緩和により協定に取り込んだ団地(1ha未満の小規模団地や飛び地)の数 <table border="1" style="float: right;"><tr><td>34</td></tr></table></p> <p>② 団地要件の緩和により協定に取り込んだ団地(1ha未満の小規模団地や飛び地)の面積 <table border="1" style="float: right;"><tr><td>40</td><td>ha</td></tr></table></p>	34	40	ha																																														
34																																																		
40	ha																																																	
・離島等の平地に傾斜地と同等の扱いを適用 【第3期対策新規措置】	<p>本県は該当なし。</p> <p>① 上記により離島等の平地について新たに交付面積に加えた協定数 <table border="1" style="float: right;"><tr><td>0</td></tr></table></p> <p>② 上記により増加した交付面積 <table border="1" style="float: right;"><tr><td>0</td><td>ha</td></tr></table></p>	0	0	ha																																														
0																																																		
0	ha																																																	
その他	<p>・大学や幼稚園を対象とした、農業体験学習による食育に取り組み、将来の担い手の育成に努めた。</p> <p>・幼稚園に農作物(米)を販売するなど、新たな販路も開拓した。</p>																																																	

4 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

事項	課題
(1) 実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・今後各集落で高齢化が進む中、市町からは「5年間の農業生産活動(耕作放棄地の発生防止、水路・農道の管理)継続」が課題であると挙げており、本制度の自立的、継続的に推進するためには、担い手の確保や周辺集落との連携が重要である。 ・また、制度上の枠組みとして「協定違反の全額遡及返還」が課題となっており、制度の緩和を要望されている。
(2) 交付金交付の効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・集落ぐるみで施設整備、特に獣害対策に充てられており、この取り組みにより多くの農地が保全されている。 ・しかし、取組に参加している農業者も高齢化が進み、担い手の確保が課題となっており、その仕組みづくりや交付金の活用方法を検討していくことが重要である。

5 事項毎の評価結果

※ 上記3の「交付金交付の効果等」とは異なり、記載した効果等や上記4の課題を踏まえ、各事項を評価してください。

※ 例えば「☆☆☆により〇〇〇という効果があり、それは、集落における△△△に有効だった。」というような書きぶりで記入し、それに関連した課題等がある場合は、併せて記入してください。

事項	評価	
(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・協定参加者が集落の将来像について話しあった結果、地域農業の保全に向けた共通の認識と将来に向けた方向性が図れた。 ・また、5カ年の計画を立てた結果、具体的な活動に結び付き、市町が指導していくうえで、現状と比較でき、的確な指導が実施できた。 	
(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農業生産活動を継続していくためには、鳥獣害被害の防止を図ることが最重要課題であり、94協定で取りまとめ、大きな効果が得られている。 ・また、水路・道路の維持管理活動が以前よりも頻繁に実施され、その取り組みにより施設の長寿命化が図られ、景観作物の作付け等により、中山間地域の憩いの場としての空間を提供できるようになった。 	
(3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新規措置として、農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制が確立でき、安心して安定した農業生産活動を取組むことができた。 ・また、多様な担い手の確保や担い手への農作業の委託について、計画的に農地の保全と農業生産活動ができる体制整備が進められた。 	
(4) その他協定締結による活動	<ul style="list-style-type: none"> ・加算措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用権設定等による農地の集積により、耕作放棄地拡大を防止し農地の保管理等が適正に行われている。 ・法人の設立により、地域農業の担い手育成が図られた。
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域・集落の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落内の活性化等に向けた話し合いが進み、集落や地域の活動の維持・活性化を促すことができた。 ・協定参加者自らが集落を守っていくという意識向上が見られた。
	<ul style="list-style-type: none"> ・団地要件の緩和(飛び地関係) 【第3期対策新規措置】 	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域にある個々の面積が小さく、距離が離れている農地についても、計画的な共同利用機械の使用により集落において経費削減が行われたことは有効であった。
	<ul style="list-style-type: none"> ・離島等の平地に傾斜地と同等の扱いを適用 【第3期対策新規措置】 	<ul style="list-style-type: none"> ・本県は該当なし。
<ul style="list-style-type: none"> ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落内の協定参加者だけの活動にとらわれず、学校等を対象に農業体験学習や新たな販路開拓により、集落の収入面においても有効であった。 ・また、棚田保全活動等、都市住民との協働により農地・農業施設の保全を図る活動へと発展した。 	

6 総合評価結果

総合評価	評価区分
<ul style="list-style-type: none"> ・今日の農業情勢が目まぐるしく変化していく中で、条件不利地である中山間地域において、第1期から第3期までの15年間、耕作放棄地を発生することなく事業を推進することができた。 ・当該交付金は中山間地域の農業振興に寄与するだけでなく、集落の存続、あるいは地域住民の安定した生活環境の維持にも効果があった。 ・さらに、中山間地域が有する水源かん養機能、洪水防止機能などの多面的機能が維持され、下流域の住民が住む多くの生命・財産を守っている。 	<h1>A</h1>
(備考)	

7 その他(第3期対策における特徴的な取組事例) ※ 以下の様式に簡潔に記入する。

(事例1)

市町村・協定名	大津市・北船路中山間地域管理組合			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
	22 ha	水稻、麦、大豆(22.3ha)		
交付金額	個人配分			33 %
	共同取組活動			32 %
	67 %	農道、水路管理費		15 %
		鳥獣被害防止対策費		16 %
		共同利用機械購入等費		4 %
その他				
協定参加者	農業者47人、1法人、1組織(水利組合)			
取組内容	【 キャッチフレーズ 】「福谷の郷」をみんなで守る			
	農業生産活動として、獣害防止柵の設置を行われ、多面的機能を増進する活動として周辺林地等の下草刈りや、農業体験学習を実施した。また、農業生産活動の体制整備として高付加価値型農業の実践(こだわり農産物の生産の取組)や農業生産条件の強化(農道のコンクリート舗装の取組)や認定農業者の育成に取り組んだ。			
主な効果	当該事業を取り組むことにより、農業体験学習により食育を実施することや農道舗装、獣害柵の設置などにより、田園風景を守り、農業生産活動の継続が図られた。 農業生産条件の強化:農道の舗装を実施(認定農業者の育成:目標1人、実績1組織) 高付加価値型農業の実践:目標63800m ² 、実績53800m ² を実施 農業生産活動の体制整備:集落内の農業法人(農事組合法人福谷の郷)が事業を継続			

(事例2)

市町村・協定名	東近江市・市原土地改良区			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
	19 ha	水稻(19ha)		
交付金額	個人配分			0 %
	共同取組活動			100 %
	100 %	用水路改修工事、農地法面整形工事、資材購入、農道舗装工事		
協定参加者	農業者11人、1法人、1組織(営農組合)			
取組内容	【 キャッチフレーズ 】地域で一体となって取り組む			
	平成16年4月に農事組合法人を設立、農業の継続不可能農家の農地買入れ・賃貸借・農作業の受委託の実施、高齢化・担い手対策として農業の受け皿の体制整備を図られた。市原地区を統括して地区全体の農業施策の取りまとめ、転作小麦、大豆作付けの協議、生産資材の一括購入、環境こだわり米の作付け推進、農業機械の共同利用の推進を行い、農家の指導機関としての役割をはたしている。交付金の主な使用用途は、用排水路の改修・農地法面改修・簡易なほ場条件整備、獣害柵の設置・改修があげられる。			
主な効果	平成22年度 市原地区 農業用水路補修工事・農地法面整形工事等 平成23年度 農道舗装・工事材料購入・農地排水管布設工事・溜池跡補修工事等 平成24年度 用水路改修工事・工事材料購入・用水路補修工事等 平成25年度 農地・排水路法面復旧工事・農地湧水処理工事等		事業費 8,800千円 事業費 5,200千円 事業費 3,000千円 事業費 1,800千円	

(事例3)

市町村・協定名	長浜市・菅浦			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
	9 ha	9		
交付金額	個人配分			0 %
	共同取組活動			5 %
	100 %	役員手当		15 %
		農道・水路・農地維持管理		75 %
		獣害対策		5 %
その他				
協定参加者	農業者20名、1組織(生産組織)			
取組内容	【 キャッチフレーズ 】獣害防止柵で農地を守る！			
	鳥獣被害から農地を守るため、交付金を活用して獣害防護柵の整備を進めた。 具体的には、既存ネットを鹿対策用に高さを高上げしたり、猪対策として杭やネットの地面との接地部分をコンクリートで固めた。			
主な効果	防護柵の改修や新設には多額の費用がかかるため、中山間地域等直接支払交付金無しでは実施不可能な事業であるが、農地全てを囲むことはできず、また、完璧に獣害被害が防げることはあり得ないため、今後も同様の防護柵の改修や新設を継続した。			

8 第1期対策から第3期対策までの効果等

(1) 中山間地域等直接支払制度に第1期対策から第3期対策に取り組んだ結果、最も効果があったと考える事項を3つ選び、それぞれについてどのような効果等があったかを記載してください。
 ※ 第2期対策から取り組んだ場合にあつては第2期対策及び第3期対策、第3期対策から取り組んだ場合にあつては第3期対策のみについて記載(以下(2)、(3)も同様)。
 ※ 最も効果があったと考える事項を3つ選び、色の付いたセルに○印を記入(以下(2)(3)も同様)。

事項	効果等の詳細や効果等があったと考える理由
<input type="radio"/> ① 耕作放棄の防止	農用地を耕作できる状態になっていないと返還になるため、農地を集落ぐるみで守り、耕作放棄地の発生がなかった。
<input type="radio"/> ② 水路・農道の維持管理	農道の草刈りや水路の泥上げを実施し、維持管理が適正に行われた。
③ 多面的機能の増進	
④ 機械・農作業の共同化等営農組織の育成	
⑤ 高付加価値型農業	
⑥ 地場産農産物等の加工・販売	
⑦ 農業生産条件の強化	
⑧ 新規就農者の確保	
⑨ 認定農業者の育成	
⑩ 多様な担い手の確保	
⑪ 担い手への農地集積	
⑫ 担い手への農作業委託	
<input type="radio"/> ⑬ 共同で支え合う集団のかつ持続可能な体制整備	高齢化や農地の地形などの理由で耕作困難地となっていた集落の農地を地域全体で守っていこうという意識が芽生えた。
⑭ 効果等はなかった	
⑮ その他	

(2) 中山間地域等直接支払制度に第1期対策から第3期対策に取り組んだ結果、市町村内の集落協定において、協定締結前と比べ集落が変わったと感じる事項を3つ選び、それぞれについてどのような変化等があったかを記載してください。

事項	変化等の詳細や変化等があったと考える理由
<input type="radio"/> ① 農業者の意欲の向上	農業用機械の購入や農業用施設整備、獣害対策などの推進で生産意欲の向上につながった。
② 農業収入の増加	
③ 後継者対策の推進	
④ 集落の人口の増加	
⑤ 女性の活動の活発化	
⑥ 高齢者の活動の活発化	
⑦ 子どもの活動の活発化	
⑧ 祭りなどの地域活動の活発化	
⑨ 集落内の話合いの回数の増加	
<input type="radio"/> ⑩ 集落内の共同取組活動の活発化	草刈、泥上げ、農道補修が計画的に実施され、集落の農地を地域全体で守っていこうという意識が芽生えた。
<input type="radio"/> ⑪ 鳥獣害対策の推進	金銭の負担が軽減されたので、獣害柵の設置、補修などが迅速に行うことができた。
⑫ 他集落との連携の推進	
⑬ 都市農村交流の推進	
⑭ 変化等はなかった	
⑮ その他	

(3) 中山間地域等直接支払制度に第1期対策から第3期対策に取り組んだ結果、市町村内の集落協定において、今後、適切な農業生産活動が継続的に行われるための課題を3つ選び、それぞれについての課題の詳細やその課題への考えられる対策(実施しているものを含)を記載してください。

事項	課題の詳細や考えられる対策
<input type="radio"/> ① 高齢化の進行	高齢化の進行により、農地の維持保全や農業生産活動が継続的に困難となるため、受皿のとなる組織の整備が必要。
<input type="radio"/> ② 過疎化の進行	高齢化の進行により、農地の維持保全や農業生産活動が継続的に困難となるため、受皿のとなる組織の整備が必要。
③ 担い手の不在	
④ リーダーの不在	
⑤ 営農組織の不在	
⑥ 農業収入の減少	
<input type="radio"/> ⑦ 野生鳥獣の被害	中山間地域における獣害対策費のさらなる支援と中山間地域に隣接する獣害対策への取組みについても対象とする。
⑧ 共同取組活動の衰退	
⑨ 集落内の話合いの回数の減少	
⑩ 農地の生産条件の不利	
⑪ 中山間地域の生活環境の改善	
⑫ 補助制度等の縮小及び廃止	
⑬ 行政との連携不足	
⑭ 課題等はない	
⑮ その他	

(4) 中山間地域等直接支払制度に第1期対策から第3期対策に取り組んだ結果、本制度に対する御意見等を記載してください。

意見
・本制度についてすべての市町が継続を希望しており、本県としても中山間地域施策の重要な柱として、平成27年度以降も制度の継続を強く要望する。 ・高齢者が著しく進展している集落等では、協定農用地の一部でも協定違反があった場合、協定農用地の全てについて交付金の遡及返還義務が発生することとなっていることから、制度の緩和を検討いただきたい。